

第2号議案

県立特別支援学校の再編整備について

県立特別支援学校の再編整備について、次のとおり決定することを提案します。

平成30年12月4日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

黒瀬特別支援学校安浦分級について、平成32年度から、黒瀬特別支援学校本校に統合する。

2 関係規則の改正

1の再編整備に伴い、広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する。

3 規則案

別紙のとおり

4 施行期日

平成32年4月1日

5 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会規則の制定等）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 （略）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1)～(4) （略）

(5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(6)～(19) （略）

県立特別支援学校の再編整備について
(黒瀬特別支援学校安浦分級の本校への統合)

1 要旨

医療法人西本会安浦病院に併設している黒瀬特別支援学校安浦分級について、平成 32 年度から、黒瀬特別支援学校本校に統合する。

2 統合する理由

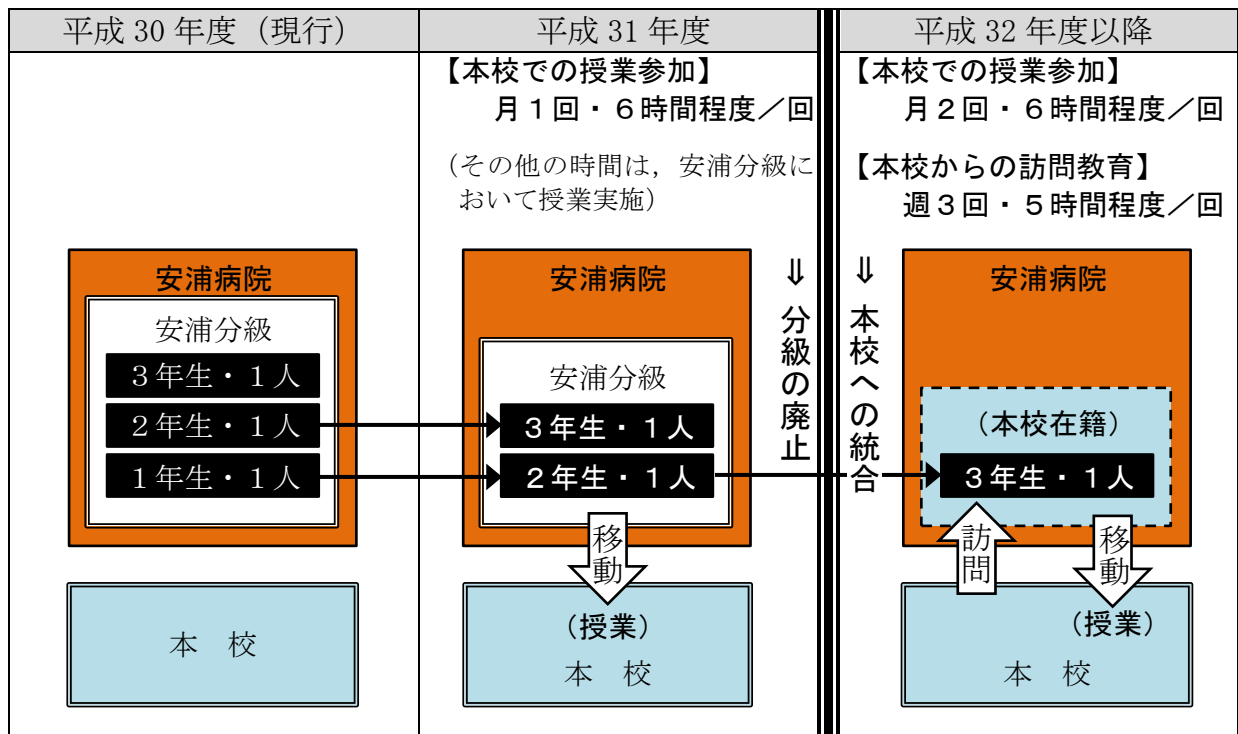
- (1) 在籍者数が少ない状況が続いており、高校の学齢期に当たる生徒も 10 年以上に渡り在籍していない。
- (2) 学習指導要領の改訂（平成 34 年度完全実施予定）により、生徒が多様な他者と協働して課題を解決していくことが求められ、そのための学習環境を確保することが必要であるが、現行の安浦分級では、他者と関わることのできる機会が極めて少ない。

3 今後のスケジュール

- 平成 31 年 3 月 特別支援学校高等部入学者選抜
- 平成 32 年 3 月末 安浦分級廃止
- 平成 32 年 4 月 1 日 安浦分級の本校への統合
- 平成 32 年 4 月以降 安浦分級施設解体等

4 在籍生徒の取扱い

安浦分級廃止に伴う在籍生徒の取扱いについては、原則として、次のとおりとする。



4 就学区域に関する規則の一部改正

安浦分級の本校への統合に伴い、平成 32 年 4 月 1 日を施行期日として、「広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則」のうち、安浦病院入院者については、黒瀬特別支援学校に就学する旨の規定（病院の所在地である呉市安浦町が、呉南特別支援学校の就学区域であることによる特例）を削除する。

なお、平成 32 年 3 月 31 日に安浦分級に在学する生徒（卒業生を除く。）については、同年 4 月 1 日以降、引き続き、黒瀬特別支援学校（本校）に就学するよう経過措置を設ける。

広島県教育委員会規則第 号

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号。以下「就学区域規則」という。）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表中

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立広島西特別支援学校	を
医療法人西本会安浦病院に入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立黒瀬特別支援学校	
「		
独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立広島西特別支援学校	に改める。
」		

附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この教育委員会規則の施行の日の前日に広島県立黒瀬特別支援学校の高等部に在学する生徒（医療法人西本会安浦病院に入院している生徒に限る。）のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学すべき特別支援学校については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正案

現行

<p>(就学することができる特別支援学校)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次表の上欄に掲げる者は、前三項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる特別支援学校に就学することとする。</p>		<p>(就学することができる特別支援学校)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次表の上欄に掲げる者は、前三項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる特別支援学校に就学することとする。</p>	
対	象	校	名
<p>独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）</p>		広島県立広島西特別支援学校	
対	象	校	名
<p>医療法人西本会安浦病院に入院している者（入院する見込みの者を含む。）</p>		広島県立黒瀬特別支援学校	

(参考)

○ 黒瀬特別支援学校安浦分級の概要

所在地	呉市安浦町女子畑 133-3 【医療法人西本会安浦病院に併設】
障害種別	知的障害
設置部・科	高等部普通科
就学対象者	安浦病院に入院している者（入院する見込みの者を含む。）
教職員数 (H30)	部主事 1 名，教諭 3 名，養護教諭 1 名（校長・教頭・事務長は本校に配置）
沿革	昭和 54 年 4 月 呉養護学校安浦分級（小学部・中学部）開設 （養護学校の義務教育実施に伴うもの）
	昭和 55 年 4 月 高等部開設
	昭和 63 年 4 月 黒瀬養護学校安浦分級に所管換え
	平成 16 年 3 月 小学部・中学部廃止（在籍者がいなかったため）
	平成 19 年 4 月 黒瀬特別支援学校安浦分級に校名変更

○ 生徒数の推移

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
生徒数	1 年	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2	1	2	1	1	1
	2 年	6	3	3	3	3	2	3	3	1	3	2	1	2	1	1
	3 年	3	6	3	3	3	3	2	3	2	1	3	2	1	2	1
	計	12	12	9	9	8	8	8	8	6	6	6	5	4	4	3

※ 平成 18 年度以降，在籍生徒数が 1 桁の状況が続き，徐々に減少している。

※ 平成 28 年度以降，入学者数が 1 名である（平成 25 年度以降は，入学者数が 2 名以下）。

【参考】

